

鳥取縣公報

條例令

◇鳥取縣條例第九号

鳥取縣魚市場條例を次のように定める。

昭和二十五年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣魚市場條例

(目的)

第一條 この條例は水産物の売買、その他の取引の公正且つ、円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で魚市場（以下市場という。）とは、知事の指定する地域内で、常時又は定期に生産者若しくは營業者が多数集合して、生鮮な水産物（軽度の加工を施したもの及び冷凍したものを含む。）を卸売買

本書、ハキサハ國定規格A

昭和二十五年四月一日 外 土曜日

するため開設する場所をいう。

(他の法令との関係)

第三條 本縣における市場の取締については、別に定めがある場合を除いてはこの條例の定めるところによる。

(市場の登録)

第四條 市場を開設しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し登録を受けなければならぬ。

- 一 申請者の住所、氏名、生年月日（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名。）
- 二 市場の名称及び所在地
- 三 開設を必要とする理由
- 四 開設の始期
- 五 事業計画
- 六 資本金又は出資金

00139

七 その他参考事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 業務規程(法人にあつては、定款を併せ添付。)
- 二 市場から一キロメートル以内の見取図(交通要点、官公署、社寺、学校、病院、公園等を明示すること。)
- 三 市場及び附属建物の設計図並びに工事仕様書
- 四 給水方法及び水質検査成績書
- 五 敷地又は建物が申請者の所有でないときは、貸借に関する所有者との契約書
- 六 おもな取扱品目及び見込数量
- 七 市場施設の起工及びしゅん工又は、買入予定年月日
- 八 その他知事において必要と認められた事項

第五條 登録を受けた者が前條第一項第二号並びに第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするときは知事の承認を受けなければならない。

(市場の位置、構造)

第六條 市場の位置、構造及び設備は次の各号によらなければならない。

- 一 位置は官公署、病院、学校、公園に接近せず、且つ、取引に便利であること
- 二 建造物並びに附属設備は、耐久的構造であること
- 三 荷さばき所(せり場。)は四十坪以上であること
- 四 建物は採光、換氣に適し、場内土間、汚水溝及び汚水溜等は不透透質の材料をもつて築造し且つ溝渠及び汚水溜には覆蓋を施すこと
- 五 場内に洗じよう場所及び洗じよう用水の設備をすること
- 六 商品を置く場所は、日光の直射を避ける準備をすること
- 七 便所は屋外に設け防臭、防蠅(金網張。)及び手洗設備をすること
- 八 屋外に塵埃その他汚物の捨場を設け、且つ防臭、防蠅の設備をすること
- 九 その他知事が必要と認められた施設をすること

00139

(市場の名称)

第七條 市場の名称中には、魚市場という文字を用いなければならない。

2 市場でないものは、その名称中に魚市場という文字を用いてはならない。

(業務規程)

第八條 市場業務規程には次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 市場開閉の時期
- 二 売買取引の方法
- 三 売買代金の收受並びに支払方法
- 四 取扱品目の手数料及びその收受方法
- 五 市場使用料
- 六 買受人に対する貸付限度
- 七 買受人に対する身元保証金及び保証人に関する

と
八 その他必要と認める事項
(構造、設備の検査)

第九條 市場の構造及び設備がしゅん工したときは、知事に届出てその検査を受け、検査済証の交付を受けなければならない。

2 改築、増築等著しくその構造設備に変更を加えたときもまた同様である。

(変更命令)

第十條 知事が必要があると認めるときは、市場の位置、構造、設備及び業務規程の変更、その他の事項を命ずることができる。

(登録の期間)

第十一條 市場の登録期間は五箇年以内とする。

(登録をしない場合)

第十二條 次の各号の一に該当する場合は登録をしないものとする。

- 一 申請者が禁治産者、準禁治産者、破産者であるとき
 - 二 登録を取消されて一箇年を経過しないとき
- (登録の取消、業務停止)

00140

第十三條 市場開設の登録を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、知事は登録を取消し又は業務の停止を命ずることができる。

- 一 市場開設の登録を受けた日から六箇月以内に業務を開始しないとき
- 二 引続き三箇月以上休業したとき
- 三 禁治産者、準禁治産者又は破産者となつたとき
- 四 この條例又はこの條例に基き、発する命令に違反したとき
- 五 その他公益を害するおそれがあると認められたとき

(公示)

第十四條 市場の登録及び取消又は廃業の届出があつたとき並びに第二條の規定による地域を指定したときはこれを公示する。

(市場内の秩序保持)

第十五條 市場開設者は常に市場の内外を清潔にし秩序を保持しなければならない。

(市場行為の制限)

第十六條 市場の売買取引には不正の手段、計画又は技巧を用いてはならない。
市場以外のところで、市場行為又はこれに類似する行為をしてはならない。

(事業上の禁止事項)

第十七條 市場の開設者は、業務上次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 名義を貸与し、経営を委託すること
- 二 名義の何であるかを問わず、手数料又は使用料以外の給付を受けること
- 三 制限又は禁止の水産物及び腐敗その他、衛生上危険のおそれあるものを売買すること

(届出事項)

第十八條 次に掲げる場合、市場開設者は、その日から七日以内にその旨を知事に届出なければならない。
一 市場業務の開始
二 廃業

00141

(報告事項)

第十九條 市場開設者は毎月分の入荷量を翌月十日までに知事に報告しなければならない。

(検査)

第二十條 知事は、必要があると認めるときは、関係吏員に市場を臨検させ、その業務並びに業務に関する諸帳簿、財産その他の物件の検査を命ずることができる。
前項の規定により吏員が検査をする場合は、別記様式の証票を携帯し要求があるときは、これを示さなければならない。

知事は、必要があると認めるときは、市場の開設者から、業務又は財産の状況について報告を徴することができる。

(罰則)

第二十一條 登録を受けないで、第二條に該当する市場を開設した者、又は第十三條の規定による知事の処分を違反して業務を行つた者は一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 次に掲げる事項に該当するものは五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第五條、第十六條及び第十七條の規定に違反したもの
- 二 第七條第二項の規定に違反したもの
- 三 第十條の規定による命令に違反したもの
- 四 第十九條の規定による虚偽の報告をしたもの
- 五 第二十條により臨検した吏員に対して虚偽の申立をし、又は臨検を拒んだもの

第二十三條 第二十一條及び第二十二條の罰則は違反者が未成年者であるときは、その法定代理人に、法人であるときはその代表者にこれを適用する。但し、その業務に關して成年者と同一の能力のある未成年者についてはこの限りでない。

第二十四條 市場開設者が、その代理人、雇人、その他の従業員の行為でその業務に關し、この條例に違反したときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても第二十二條及び第二十三條の懲役若しくは罰金

又は料りに処する。

附 則

第二十五條 この條例は公布の日から施行する。

第二十六條 三月三十一日において、生鮮水産物配給規則(昭和二十二年農林省令第二十八号。)に基き知事が指定した指定市場であつたものは、この條例公布の

別記様式

日から一年間、この條例により市場開設の登録を受けたいものとみなす。
第二十七條 前項の規定に該当する市場開設者は、第四條第一項第一号、第二号及び同條第二項第一号乃至第六号の事項を、この條例公布の日から六箇月以内に届出なければならぬ。

別記様式

第二十條(省略)

第二十二條(省略)

表	第 号	職 名
面	年 月 日	氏 名
	鳥 取 縣	

裏	第二十條(省略)
面	第二十二條(省略)

告 示

鳥取縣告示第七十二号

昭和七年八月鳥取縣告示第三百十号土木工事仕様書を次のように改め昭和二十五年四月一日から施行する。

昭和二十五年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土木工事仕様書

第一節 総 則

第一條 工事は監督員の指示に従い設計書附屬図面及び仕様書に準拠し施行しなければならない。但し設計書に記載する寸法はすべて仕上寸法である。

第二條 工事施行の順序方法及び請負人の計画(箱枠、切コンクリート型枠拱架支保工その他仮設工事)は予め監督員の承認を受けなければならない。

第三條 工事施行に必要にして特に設計に計上しない場合の監督員詰所、測量、遺形、足場、仮道、仮水路、照明試験杭打、その他設備並びに各種の検査及検査に必

要な工事中の寫眞撮影に要する費用は請負人の負担とする。

第四條 工事施行中は交通水利その他公衆に迷惑を及ぼさない様それぞれ手配をし必要に応じ相当の設備をしなければならぬ。

第五條 工事施行中は地上及び地下の既設建築物に支障を及ぼさないよう相当の防護工を施し若し既設建築物に損傷を及ぼし又は便宜上取毀をしたときは指定の期間内に請負人がこれを復旧しなければならぬ。

第六條 仕様及び図面に明記しないものは必ず監督員の指示によらなければならない。

第七條 工事材料は日本標準規格に合格したものであつて使用に先立ち監督員の検査を受けなければならない。不合格品は直ちに現場より撤去しなければならない。

第八條 設計図面若しくは仕様書に指定した材料に対しこれと同等又は同等以上の品質形状を有するものは代用を許すことができる。

第九條 支給品の梱包材料並びに現場発生の処分については監督員の指揮を受けなければならない。

第二節 材 料

第十條 土管は素質堅緻であつても火度が充分に行き渡り四度正しく無瑕のものであること、且つ設計書に明記しないものは日本標準規格による。

第十一條 石材の産地強度色彩吸水その品質については監督員の指揮を受けなければならない。

第十二條 石積一平方米に要する築石は特に設計書に記載するもの、外左の個数を標準とする。

石長	間知石	割石又は粗割石	野面石
二五	(個以内)	(ク)	(ク)
三〇		二五	二七
三五	一六	一七	一八
四〇	一四	一三	一五
四五	一一	一二	一四
五〇	九	一一	一二
六〇	六	八	八
		六	六

栗石は玉石若しくは碎石で径九糎以上のものであること。

第十三條 砂、砂利及び碎石

1 モルタル及びコンクリート用砂、砂利又は碎石は其の質堅硬であつて細粗適度に混合し泥土塵埃を含まないものとする。

2 コンクリート用砂利又は碎石の寸法は設計書に明記のないものは監督員の指示によること。

3 目潰砂利の類は用途に相応する品質のもので粒は大小適当に混合したものでなければならない。

第十四條 鉄 材

1 建築用材は日本標準規格による。

2 鉄筋コンクリート用鉄材は特に指示するもの、外は良質軟鋼で耐伸強度一平方糎に付三、九〇〇延以上四、九〇〇延以下延一〇〇分ノ二〇以上断面面積の公差は千分の二五以下で瑕疵のないもの。

3 ポールト用鉄材の品質は鉄筋コンクリート用鉄材に準じナットは機械製のもの。

4 鑄鉄品及び鑄鋼品はその質均一堅緻であつて亀裂窩等なく隅角縁辺共に充実したもの、鑄鋼品は特に指定するもの、外は平爐又は電氣爐により製造した中鑄鋼として完全に焼戻したもの。

第十五條 木 材

1 木材は乾燥したものであつて死節、生節があつて使用の妨げとなるもの又は立枯、水腐り、捻れ歪み等保存耐久力に欠点あるものは使用を禁ずる。但し高欄の木材腐疵は勿論生節であつても成るべく少いものでなければならない。

2 押角材は各角において各辺の長さの二割以上の丸形を帯びたものは使用してはならない。

3 丸太材は湾曲してはならないその曲は心墨をはずれないで施行上支障がなしと認められたものは使用を許すことがある。

4 丸太材は基礎材及び柵杭、力抗、連抗等を除き乾燥しすべて外皮を削いだものとする。又末口の寸法はいずれも外皮を除き長さに直角な平面において計

る。但し断面が円形のものには長短の径を平均した寸法をもつて測定する。短径は長径の八割を下つてはならない。

5 橋梁用木材は真直のもので死節、大節、裂目及び腐蝕等の損傷あるものは使用してはならない。

6 粗朶は楢、エゴその他雑木(針木樹及び檜のあるものを除く)細枝多く長さ三米以上元口径三〇糎以下のもの六割長二米以上の纏粗朶四割にして元口より五〇糎纏上つた所で七〇糎廻り二米上つた所で五〇糎廻りに藤蔓又は二子繩で堅く結び一束とする。

7 帯梢は木質粗朶に同じく小枝のないもので長さ三米半以上元口径二〇糎乃至二五糎二五本をもつて一束とする。

8 雑粗朶は一米二〇糎打遣い一米五〇糎纏朶をもつて一束とする。

9 三子繩は良質の藁を良く叩き三子に合せた藁繩であつて一條の長さの一端には三子に合せた蛇口形の輪を作り繩の太さは輪の下にて徑二五糎以上とし長

さ三尺の所にて徑一八耗以上とし捻力堅固なもの。
 10 二子繩は良質の藁を良く叩き二子を合せた繩であつて徑一二耗以上長三〇米をもつて一房とする。

第十六條 塗料

一平方米に対する塗料調割合

材料	第一回	第二回	第三回	第一回	第二回	第三回
鉛丹	〇、一九二	〇、一九二		〇、九二〇		
アマニ油	立 〇、〇六〇	〇、〇六〇	〇、〇四六	〇、〇六〇	〇、〇四六	〇、〇四六
色ベイント	庇 〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇一〇
ドライヤス	庇 〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三
パテント糊				〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三

2 塗料に用いる油類は品質良好なもの。

3 その他の塗料の種類については監督員の指示を受けること。

第三節 工事

第十七條 土工

1 盛土を施す地盤に存在する有害な雑物は施行に先立ちこれを取除くこと。

1 ベイントは日本ペイント株式会社製又はこれと同等以上のものであつてその調割合は次の通りとする。

2 じんあい、その他有害な物は盛土に使用してはならぬ。

3 在來路面又は固結した地盤上に盛土を施そうとする場合には予めその表面を相当の深さまで掻き荒すこと。

4 傾斜せる地盤に盛土を施そうとする場合には必要に応じ相当の階段狀に刻まねばならぬ。

5 盛土又は埋戻はその土質並に高さに応じ相当の厚さ毎に充分搗固をすること。

6 盛土には必要に応じ大体次の標準により余盛を加え築造させることがある。なお堤防の馬踏は二〇分の一の弧形を付けて仕立てる。

盛上の高さ 余盛の高さ

一、五米以上四、五米未満 高さの一割

四、五 同 九、〇 同 八分

7 地盤若は法面より湧水する個所には必要に応じ相当の排水工を施さなければならぬ。

8 鋼土は厚(三〇糎)毎に千本搗をして充分搗き固めること。

9 盛土法面は蛸木及び土羽板で充分締固めたる上芝付をなすこと。

19 張芝及筋芝は長三〇糎巾一五糎厚六糎以上のものとし張芝は一枚に付一本の割合をもつて長一八糎以上の目串止めをし筋芝は法高二〇糎乃至三〇糎毎に植付ける。

第十八條 根堀

1 根堀は必要に応じ相当の土留工又はメ切工な施し築造物の底面形状に従い所定の深さに堀下げ、底面は不陸ないよう切均し監督員の検査を受けること。

2 建造物の築造を終りたる後根堀を(土留工メ切工箱枠等が必要に応じ取除き)所定の高さまで充分搗固めつゝ埋戻すること。

第十九條 残土処分

残土処分は監督員の指揮により無碍地を取捨てること。

第二十條 基礎工

1 天然地盤又は根堀底面をそのまま基礎に用いる場合には必要に応じ栗石又は砂利を填充し搗固めると。

2 栗石工は根堀を終つた後指定の厚さに栗石を敷き並べ目潰砂利を填充して充分搗固めること。

3 末口一二糎未満の杭木は相当重量ある蛸木その他適當なる杭打器械を使用して打込みをし末口一二糎以上の杭木はすべて指定の重量を有する機械「但

し末口二五糎未満は重量一五〇厨同二五糎以上三〇〇糎未満は重量二二五厨三〇〇糎以上は重量三〇〇厨以下のもは使用を許さず」を使用して打込杭打を終つたときは杭頭を所定の高さに切そろえる。杭木尖の長さは末口径の一倍半以内とする。鉄筋コンクリート杭にあつては杭頭コンクリートを適當の長さに取り毀し鉄筋はこれを屈折して基礎コンクリート中に挿入する。

鉄筋コンクリート杭は製作後四〇日以上経過したものでないと使用してはならない。

杭打するとき必要によつて杭頭に鉄輪又は適當なる杭帽の装置をすること。

杭は地質に應じ所定の寸法を変更することもあるので試験杭打又はその他の方法によりその寸法を確定することがある。

4 胴 木工は第一項に準じ施工した地盤上に胴木を据付け胴木上面まで間隙なく栗石及び目潰砂利を詰めなければならぬ。

5 杭打胴木工は杭頭を所定の高さに切そろへ杭を付けて棧木及胴木を組合せた後胴木上面まで間隙なく栗石及び目砂利を填充し充分搗固める。

6 基礎工事中湧水ある場合には根堀内の水の排除を基礎工の施工便利であつて湧水多量で排水困難な場合には監督員の指揮を受けて湧水のまゝ適當な工法によることを得ることが出来る。

第二十一條 モルタル及びコンクリート工

1 モルタル及びコンクリートの調合は設計に明記するものゝ外次の標準によらなければならない。

(A) モルタル

セメント 砂 用 途

一 一 コンクリートの新旧継目

一 二 床石及び笠石類の据付盛築工及び石垣の目筋塗拱及び工事中湧水多き部分の盛築工

一 三 普通盛築工煉瓦石積の合端土管の継目

(B) コンクリート

セメント 砂 砂利若くは碎石 用 途

一 二 四 水中コンクリート鉄筋コンクリート

一 二、五 五 鉄筋コンクリート橋台及び橋脚

一 三 六 普通コンクリート玉石コンクリート

一 四 八 裏詰中詰目潰簡易な基礎

調合はすべて容積の割合としセメント容積は一、五〇〇厨をもつて一立米即ち一樽を〇、一一立米入として計算するものとする。

混合用水量は特に指定したものゝ外大略次の標準によるものとする。

水——セメント比 六〇%

2 玉石コンクリートの混入石材は土砂等の附着しない堅硬な野面石若しくは割石とし施工方法はコンクリートを詰込みこれに濕した石材を適當に混入してその周縁に空隙のないようコンクリートを入急に填充するものとする。

3 モルタル及びコンクリートの練合は監督員の許可を得なければならない。モルタルを手練で練合する場合には漏水しない練合上に砂を置きこれにセメントを加へ一様の色合となる迄よく空練した後清水を加え更に三回以上練合をする。コンクリート手練の場合は前記の方法でセルタルを作りた後これを敷掛け砂利又は碎石を加え三回以上練合をすること。

4 モルタル及びコンクリートは必要に應じその都度練合速かに使用する。練合後一時間以上経過したものは使用してはならない。

5 湧水ある個所にコンクリート工を施すときはモルタルの洗い流されないよう相當の防備をすること。

6 型枠及び拱架の組立据付等は正確堅固を期し又型枠内面拱架表及び堰板合端は鉤制りとし不陸を去り漏水しないよう施行する。

7 棧木は四〇糎以内の間隔に四五糎角以上のものを堅固に打付ける。

7 混疑土の型枠の隅及び接合部には完全な閉止工を

8 型枠内面には型枠撤去を容易にする爲油脂の類を塗布しなければならない。

側面の型枠 柱類の型枠 床板の底面型枠

四日乃至七日 六日乃至一〇日 一二日乃至一八日

10 コンクリート工の伸縮目筋を設けるには監督員の指示によりアスファルトフェルトその他適当な材料を挿入し目筋は平滑に仕上げる。

11 コンクリート工は区劃内は成るべく引続施行しやむを得ないで一時工事を中絶する場合は凝結しない内予めその表面に凸凹を作つて置き、次回始業前鉄ブラシの類をもつて掻き荒しつゝ充分洗じようして粗面としモルタルを敷き均した後コンクリートを加え目筋において強度の減ぜないよう注意施行しなければならぬ。

12 コンクリート又は練積疊築工の壁体には適当に排水孔を設け孔の脊面附近には栗石及び目潰砂利を填

9 コンクリート型枠及び拱架の存置日数はその都度監督員において指示するがコンクリート打込後左の標準日数を経過したのでなければ撤去してはならない

支拱の間及び桁枠六 支間六米以上の桁
米未滴の桁の床版 及び拱の型枠

一六日乃至二四日 二二日乃至二八日

13 水中コンクリート工又は施工後直に水中に没するコンクリート工は湛水を静置させて置き五晝夜以上経過した後でなければ水替に着手してはならない。

14 コンクリート工及び練積疊築工は施行中雨雪に直接暴露しないよう防護しなお寒中はその凍結を防ぐ爲め相当の設備をしなければならぬ。

15 鉄筋コンクリート工は鉄筋の配置目筋及び交叉部分等を正確に齊整した後これらに狂いを生しないようコンクリートを除々に填充し鉄筋の周囲及び型

枠に接近する部分には特に注意してコンクリートの普及するよう施行しなければならない。

16 鉄筋に附着せる浮錆の油脂塗料及び塵芥等鉄筋「コンクリート」との間の附着力を減殺する虞あるものはすべてこれを除去すること。

17 鉄筋を曲げるには加熱してはならない。但しやむを得ない場合は低い櫻色熱においてのみ加工することが出来る。

18 鉄筋の継手は特に指定するものゝ外その直径の約四〇倍以上の長さだけ重ね合せ二〇番鉄線で数箇所緊結しなければならない。

19 彎曲応力を受ける鉄筋に継手を設けようとする場合は最大応張力の個所を避け少くともその個所における鉄筋の応力に相当する強度をもたせなければならぬ。

20 鉄筋末端の屈曲は特に指定するものゝ外その両端を鉤形とすること。

第二十二條 疊 築 工

1 石材コンクリート塊その他人造石は使用に先立ち洗じようし水にて充分濡すこと、その目筋巾は一二耗を標準とする。

2 粗石積の場合は玄翁仕上目筋巾は一二耗を標準とし内部の間隙は四五耗以下とする。なお堅目筋の芋繼を避け喰い違い九〇耗以上とし厚さより巾の狭き石材は使用しないよう施行する。

3 切石の合端は縁り廻り直角に小叩仕上としその積立にはモルタルを敷き洗じようした石材を据付けること。目筋幅は監督員の指揮に従うこと。

4 間知石積は空積とし谷積の場合は二〇耗以上摺合栗石を以て胴飼友飼及び裏込等入念に施しその間隙には目潰砂利を填充し又練積の場合は合端に「モルタル」を用い合端末より控末までコンクリートをもつて間隙を填充すること。

5 割石及び野面石は小口積とし合端は玄翁をもつて相当胴付をし如何なる場合といえども縁切れ、一文

字石、横石遣、八ツ卷、四ツ卷、四ツ目、三ツ付ケ石、浮石、詰メ石、拜ミ石、逆石、重ネ石、芋串、柳張り、追掛張り等をしてはならない。

6 張石は必要に応じ根堀をし相当の厚さに砂利又は栗石を敷均し搗固めた後張石を合端玄翁で表面甚だしき凹凸のないよう張詰め合端末より扣末まで充分に栗石及び砂利を填充しなければならぬ。

7 張石練積は間知石練積の仕様に準じ施行すること。
第二十三條 木床及び梓類、籠類等

1 木床及び梓類の張石は周囲より始め中央で留め詰栗石は成木より脱出せしめないよう周囲に大玉石を配置する。

蛇籠、ふとん籠、だるま籠等の詰石亦同じ。

2 梓類橋梁材締付用ボルトはその女捻の容易に脱離しないよう捻頭をつぶし置くこと。

8 手編鉄線、蛇籠及びふとん籠の目は正六角三ツ捻とし、だるま籠は堅線を  形に曲げこれに挿入して矩形とする。

4 柳蛇籠は柳枝伐採後直ちに製作の上伏込むこと。
5 杭柵搔き初めは帯梢を杭木に巻き込み搔留も同様にし漸次階縮仕上高に至つて二本の捻り搔とする。
6 根固捨石は一箇重量一五〇斤以上とし床拵をし据りよく並列すること。
7 沈床に用いた粗梁は連柴用六束打粗梁用一五束を標準として使用する。

8 連石床は所定の大きさ及び重量を有する球形のものを撰び予め検査を受けた後穴彫りをし串釘をもつて連石を貫通し結合釘をもつてこれを連結し据付箇所は必ず床拵をし馴染よく据付けその間隙は大栗石をもつて充分目潰を施すこと。

第二十四條 塗 工

1 木部塗面は汚を去り節止め及びパテ銅をし鉄部塗面は錆その他の附着物を除去した後下塗をすること。

2 鉄部の下塗には光明丹を用いる。但し亜鉛鍍鉄板の塗面には塩化銅硝酸銀礬砂塩酸の溶液を塗布した後、清水で洗じようしこれが乾燥してから下塗を施す。

すこと。

3 鉄部の組立後塗布しにくい部分には組立前光明丹を塗布すること。

4 鉄桁は下塗一回中塗及び上塗には褐色各一回として塗料は適當の煮亞麻仁油に溶解させ斑のないようていねいに塗上げること。

新規鉄桁のペイント塗は予め工場塗を施してあるのをこれを剝落し油拭を施し光明丹をもつて錆止一回施した後前記に準じ施行する。

5 ペイント塗替は在來の塗料並びに附着物を剝落し木部は洗じようしパテ銅をし鉄部は油拭をした後前記に準じ施行する。

6 ペイント塗替は相当足代を取設け、スクレバー、ワイヤーブラツシユ等を用いて錆又は塗料地金の現出するまで削り落し検査を受けた後「ボイルドリンドオイル」を濕した布片をもつて能く面部を拭じ地金腐蝕の爲め凹凸甚だしいものは第一法を、他は第二法の塗裝法によりすれも斑のないよう平等に塗

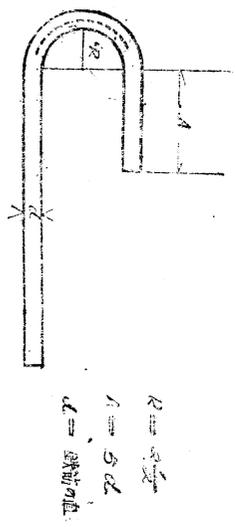
布する。鉄桁構造細密な部分は特に注意し叮嚀に塗上げなければならない。

7 (ペイント) 塗施行後鉄桁に白ペイントをもつて年月日その他を指示に従い記入のこと。

第二十五條 爆発薬を使用する場合は規定せられた保安設備を施し又工事施行中は水利交通その他公衆に迷惑を及ぼさないよう相當の設備をしなければならぬ。

第二十六條 本仕様書の外必要の事項は別にこれを定め一位代價表又は設計書に記入するものとする。

第二十七條特殊工事であつて特別の仕様工法を要するものについては更に仕様するものとする。



(カシハシ二十一條の十八)

◇鳥取縣告示第七十四号

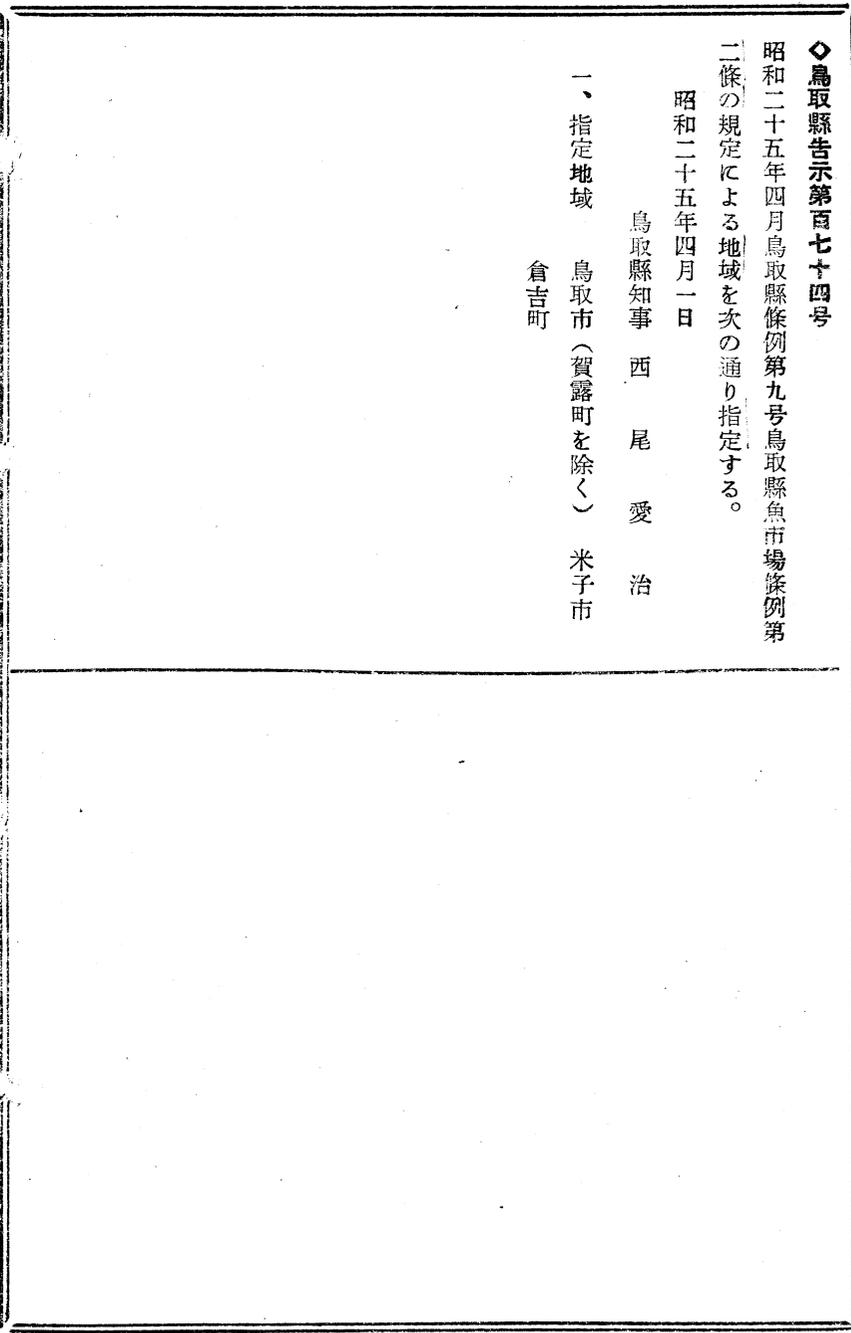
昭和二十五年四月鳥取縣條例第九号鳥取縣魚市場條例第二條の規定による地域を次の通り指定する。

昭和二十五年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、指定地域 鳥取市(賀露町を除く) 米子市

倉吉町



昭和二十五年四月一日印刷
昭和二十五年四月一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取

鳥取縣公報

昭和二十五年四月一日
外 土曜日

本報はキヤハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第二百六号

河川法第四條第一項により千代川支線中大路川、有富川の次の区域を昭和二十五年四月一日千代川の支川と決定した。

昭和二十五年四月一日

鳥取縣知事 西尾愛治

千代川支川

- 大路川 左岸 鳥取縣岩美郡米里村大字西大路字土居九四ノ一地先より幹線合流点に至る
- 大路川 右岸 同 面影村大字雲山字隠里三七七地先より 同
- 有富川 左岸 同 氣高郡大正村大字福部字西石田二ノ九七番地先より同
- 有富川 右岸 同 一ノ七三番地先より同

◇鳥取縣告示第二百七号

昭和二年四月鳥取縣告示第一一六号及び昭和十五年三月鳥取縣告示第一九〇号河川法準用河川区域中大路川有富川の河川区域を次のように改める。

昭和二十五年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

千代川支線
 大路川 左岸 岩美郡米里村大字古郡家字湯の口七九地先より同郡同村大字西大路字土居九四ノ一地先に至る
 右岸 同 久末字栃本田八九ノ二地先より同郡面影村大字雲山字隠里三七七地先に至る
 有富川 左岸 氣高郡東郷村大字有富字梅ヶ坪三六六地先より同郡大正村大字服部字西石田二ノ七九地先に至る
 右岸 同 柏ヶ坪三〇五ノ二地先より同郡同村大字同字同一ノ七地先に至る

昭和二十五年四月一日印刷
昭和二十五年四月一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町